

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公表番号】特表2017-519736(P2017-519736A)

【公表日】平成29年7月20日(2017.7.20)

【年通号数】公開・登録公報2017-027

【出願番号】特願2016-569664(P2016-569664)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4184	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/5377	(2006.01)
A 6 1 K	31/404	(2006.01)
A 6 1 K	31/416	(2006.01)
A 6 1 K	31/517	(2006.01)
A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 K	31/553	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4184	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/5377	
A 6 1 K	31/404	
A 6 1 K	31/416	
A 6 1 K	31/517	
A 6 1 K	45/06	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	15/00	
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	31/553	

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月28日(2018.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

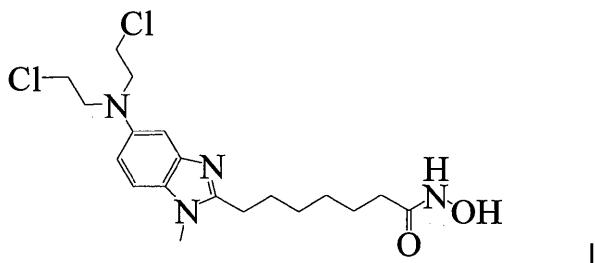
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビター、及び式Iの化合物又は薬学的に許容されるその塩を含む組合せ物：

【化1】



【請求項2】

式1の化合物の薬学的に許容される塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、硫酸塩、亜硫酸水素塩、スルファミン酸塩、硝酸塩、リン酸塩、クエン酸塩、メタンスルホン酸塩、トリフルオロ酢酸塩、グルタミン酸塩、グルクロン酸塩、グルタル酸塩、リンゴ酸塩、マレイン酸塩、コハク酸塩、フマル酸塩、酒石酸塩、トシリ酸塩、サリチル酸塩、乳酸塩、ナフタレンスルホン酸塩、又は酢酸塩である、請求項1に記載の組合せ物。

【請求項3】

クラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビターが、FMS-関連チロシンキナーゼ3(FLT3/STK1)、コロニー刺激因子1受容体(CSF-1R)、幹細胞因子受容体(SCFR)、及び血小板由来成長因子受容体(PDGFR)から選択される、クラスIIIチロシン受容体キナーゼのインヒビターである、請求項1又は請求項2に記載の組合せ物。

【請求項4】

クラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビターが、キザルチニブ、スニチニブ、リニファニブ、フォレチニブ、スタウロスピリン、及びタンズチニブからなる群から選択される、FMS関連チロシンキナーゼ3(FLT3)インヒビターである、請求項1から3のいずれか一項に記載の組合せ物。

【請求項5】

前記組合せ物中のクラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビター対式1の化合物又は薬学的に許容されるその塩のモル比が1:2000から2000:1までである、請求項1から4のいずれか一項に記載の組合せ物。

【請求項6】

薬学的に許容される希釈剤又は担体、及び請求項1から5のいずれか一項に記載の組合せ物を含む医薬組成物。

【請求項7】

請求項1から5のいずれか一項に記載の組合せ物、及び場合により、患者を処置するための指示書を含むキット。

【請求項8】

癌の処置に使用するための、請求項1から5のいずれか一項に記載の組合せ物、請求項6に記載の組成物、又は請求項7に記載のキット。

【請求項9】

前記癌が、乳癌、多発性骨髄腫、リンパ腫、及び白血病から選択される、請求項8に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項10】

前記癌が、再発性及びノ又は抵抗性である、請求項8又は9に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項 1 1】

前記癌の処置において、クラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビター及び式1の化合物又は薬学的に許容されるその塩を、同時に、逐次的に、又は別々に投与する、請求項8から10のいずれか一項に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項 1 2】

前記処置において、患者の体重1kgあたり0.01から1mgの用量範囲のクラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビターを投与する、請求項8から11のいずれか一項に記載の組合せ物、組成物、又はキット。

【請求項 1 3】

患者の体重1kgあたり0.1から0.25mgの用量範囲のクラスIII受容体チロシンキナーゼインヒビターを投与する、請求項12に記載の組合せ物、組成物、又はキット。